

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3360号)

令和8年7月7日

横 情 審 答 申 第 3360 号

令 和 8 年 7 月 7 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和7年7月14日総管第785号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「2024年10月9日～2025年5月までの市庁舎地下2F市会議員定期車入出
車庫記録」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「2024年10月9日～2025年5月までの市庁舎地下2F市会議員定期車入出車庫記録」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和7年6月9日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 市庁舎の地下2階には、庁舎として横浜市の直営による管理を行っている「公用車等駐車場」を整備している。当該駐車場は、公用車や議会関係車両等、利用者が限定的であることから、ナンバー読み取りによりゲートを開閉することを基本とし、駐車場の出入口付近のゲートで入退場を管理している。
- (2) ナンバー読み取りに必要な車両情報（ナンバー等）は、駐車管制システムにおいて一元管理している。実施機関の職員が当該システムを直接扱うことはなく、全てビル管理事業者が保有・管理している。
- (3) 当該出入口付近のゲートを登録車両が通過するたびに、駐車管制システムに記録（以下「ログデータ」という。）が残る。ログデータの抽出・取り出し作業をすることで「定期車入出庫記録」が作成されるが、その取扱いは煩雑で高度なシステムの操作技術を要するものである。
- (4) ログデータは一定期間残るが、それはビル管理事業者が保有・管理しているもので、その抽出・取り出し作業は、実施機関の職員が行うことはできない。

そのため、対象行政文書を取得も保有もしていないため不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のよ

うに要約される。

- (1) 全文書を開示せよ。
- (2) 定期車庫入出記録を見れないのは、市民の知る権利の侵害である。
- (3) 定期車庫が適正に使用されているのか検証ができない。
- (4) 私的流用している行為が発覚しているにもかかわらず、検証できないのは、問題行為であり、文書を制作するか、記録データの提出を求める。

5 審査会の判断

- (1) 市庁舎地下2階駐車場の管理・運用に係る事務について

市庁舎の地下2階には、「公用車等駐車場」を整備している。当該駐車場は、公用車や議会関係車両等、利用者が限定的であることから、ナンバー読み取りによりゲートを開閉することを基本とし、駐車場の出入口付近のゲートで入退場を管理している。

ナンバー読み取りに必要な車両情報（ナンバー等）は、駐車管制システムにおいて一元管理しており、実務はビル管理事業者に委託している。実施機関の職員が当該システムを直接扱うことはなく、全てビル管理事業者が保有・管理している。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、令和6年10月9日から令和7年5月までの市庁舎地下2階駐車場の市会議員関係車両の定期車入出庫記録と解される。

- (3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 駐車場の出入口付近のゲートを登録車両が通過するたびに、駐車管制システムにログデータが残り、ログデータの抽出・取り出し作業をすることで「定期車入出庫記録」が作成されるが、「定期車入出庫記録」はビル管理事業者のみが作成可能であり、開示請求日時点では別途委託契約を締結する以外の方法で取得する方法はなく、また、通常業務での利用も想定していないためビル管理事業者と別途委託契約を締結しない限り「定期車入出庫記録」は横浜市に提供されることはなく、「定期車入出庫記録」は存在しない。

- (イ) ビル管理事業者との委託契約の仕様書に記載がないため、ビル管理事業者から横浜市に対しては、ログデータの抽出・取り出し作業から作成される「定期車入出庫記録」に関する報告は一切なされず、「定期車入出庫記録」の報告に関する文書又は記録は存在しない。

(ウ) 公用車については入出庫が分かる運転日誌が存在するが、市会議員が乗車する議会関係車両の入出庫が分かる運転日誌は存在しない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 7 月 14 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 8 年 5 月 7 日 (第54回 第四部会)	・ 審議
令和 8 年 6 月 4 日 (第54回 第四部会)	・ 審議